

改正

平成17年4月1日規則第36号

令和3年3月23日規則第11号

千歳市交通安全教育施設設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市交通安全教育施設設置条例（昭和53年千歳市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(交通安全指導の実施)

第2条 市長は、条例第4条第1号に規定する模擬交通設備等において、交通安全知識の普及及び交通道德に関する指導を行う。

(施設等の使用)

第3条 条例第4条各号に規定する設備その他の物件を使用しようとする者は、係員の指示に従わなければならない。

(交通安全指導の申込み)

第4条 幼稚園、小学校、中学校、児童福祉施設その他団体の児童、生徒等が集団で第2条の交通安全指導を受けようとする場合は、学校その他の施設にあつてはその長が、20人以上の団体を構成するときは当該団体の責任者が、千歳市交通安全教育施設交通安全指導申込書（第1号様式。以下「指導申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の指導申込書は、交通安全指導を受けようとする日の少なくとも5日前に提出しなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 条例第8条第1項の規定により指定管理者に交通教育施設の管理を行わせる場合にあつては、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(補則)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市交通安全教育施設設置条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和3年3月23日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成され

ている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(千歳市規則で定める様式における押印の取扱い特例規則の廃止)

- 3 千歳市規則で定める様式における押印の取扱い特例規則(平成9年千歳市規則第4号)は、廃止する。

第1号様式(第4条関係)

千歳市交通安全教育施設交通安全指導申込書

様	申込年月日	年 月 日
	申込者氏名	

1 希 望 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
2 団体名(又は学校名)	
3 人 員	人 (学年 男女 人)
4 引 率 責 任 者 氏 名	
5 連 絡 先	(電話)